

予防接種健康被害救済給付額一覧(B類疾病の定期接種)

(令和7年4月改訂)

(単位:円)

		対象期間	令和6年4月 ～令和7年3月	令和7年4月～
B 類 ・ 定 期 (新 型 コ ロ ナ ワ ク チ ン)	医療手当	入院月8日未満 通院月3日未満	36,900	37,900
		入院月8日以上 通院月3日以上 同一月入通院	38,900	39,900
障 害 年 金	1級(年額)	2,966,400	3,045,600	
	2級(年額)	2,373,600	2,436,000	
遺族年金(年額)		2,594,400	2,664,000	
遺族一時金		7,783,200	7,992,000	
葬祭料		215,000	219,000	

○通院・入院や死亡等のあった年月における額が適用されます。

(例)①令和6年12月に5日入院、②令和7年1月に15日入院した場合の医療手当の算出
→①令和6年12月分:36,900円、②令和7年1月分:38,900円

医療手当合計(①+②):36,900円+38,900円=75,800円

○障害年金、遺族年金の支給開始月は、「その請求があった日の属する月の翌月」です。

○控除により給付額が異なる場合があります。

○給付額は令和7年4月現在の内容です。今後変更されることがあります。

○すべての給付の種類について、請求期限があります。

医療費：当該医療費の支給の対象となる費用の支払が行われた時から5年。

医療手当：医療が行われた日の属する月の翌月の初日から5年。

遺族年金、遺族一時金、葬祭料：死亡の時から5年。

ただし、医療費・医療手当または障害年金の支給の決定があった場合には2年。